

# 猫の新しい飼い主さんを 募集しています！



～ 猫の譲渡制度のご案内 ～

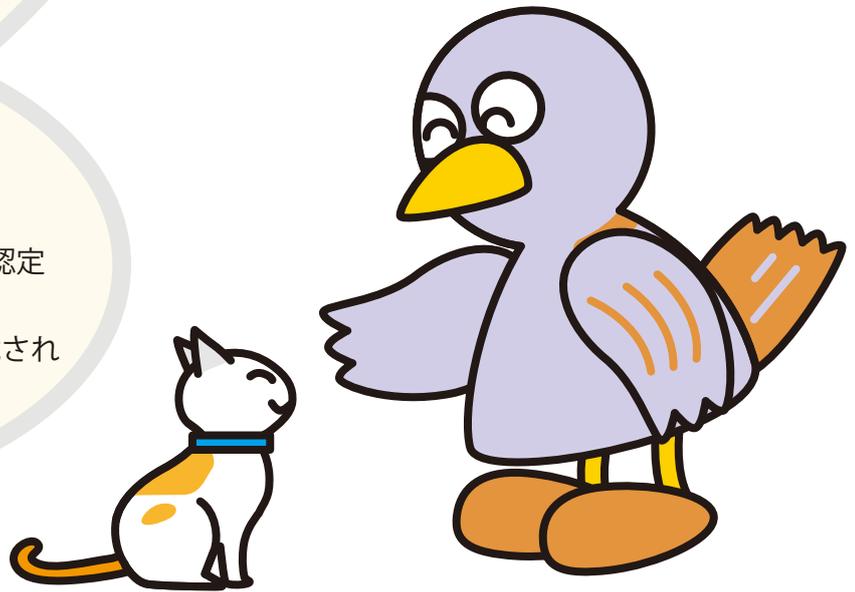
埼玉県動物指導センターに保護・收容される猫の多くは、遺棄されたり母猫に飼育放棄された、飼育が困難な生まれたばかりの子猫で占められています。しかし、譲渡に適した生後2～3か月の子猫が保護される場合や、飼い主の事情で飼育し続けることができなくなってしまった成猫などがやむを得ず引き取られる場合があります。

このような猫の命を少しでも救うため、埼玉県では、動物指導センターから猫を引き取り、新しい家族として迎えていただける方を募集しています。

## 猫の譲渡を受けるには 3つの方法があります

- A 動物指導センターから譲渡を受ける。
- B 動物保護団体（動物指導センターの認定譲渡団体）から譲渡を受ける。
- C 「新しい飼い主さがし掲示板」に掲載されている情報からさがす。

（B、Cについては裏面を参照してください）



埼玉県のマスコット  
コバトン

### A 動物指導センターから譲渡を受ける

#### ① 譲渡の相談と申込み

☆ 裏面の「譲渡の条件」をご確認のうえ、動物指導センターに電話でご相談ください。

ご希望等を伺ったうえで、譲渡希望者リストに登録します。

（下記の留意事項（※）もご確認ください）

#### ② 猫の飼い方講習会の受講

☆ 講習会の日程は、改めて電話でご連絡のうえ決定します。  
指定の日時に受講してください。

#### ③ 猫の譲渡

☆ 譲渡予定の猫の準備ができ次第、ご連絡します。

指定の日時に動物指導センターに来所してください。



#### ※ あらかじめご了解ください！

動物指導センターで飼育できる猫の数には限度があるため、いつでも猫を譲渡できるとは限りません。

そこで、譲渡希望の受付にあたっては、飼育環境や希望内容をお聞きしたうえで譲渡希望者リストに登録させていただき、その後、猫の飼い方講習会を受講していただいたうえで、ご希望や健康状態などが適合した猫が準備できるまでお待ちいただいています。

このため、譲渡を受けるまでに時間がかかることがあります。

埼玉県動物指導センター

埼玉県動物指導センター南支所

熊谷市板井123

さいたま市桜区在家473

TEL : 048-536-2465

TEL : 048-855-0484

## 譲渡の条件（譲渡前に誓約書・確認書等を提出していただきます）

1. その動物が一生を終えるまで、愛情と責任を持って飼うことができること
2. 食事・トイレの管理などの世話が毎日できること
3. 新しい動物を飼うことに家族全員が賛成していること
4. 家族の中に動物アレルギーの方がいないこと
5. 譲渡後、適当な時期に避妊又は去勢手術を受けさせること
6. 動物を飼っても良い住宅であること
  - ※ 1 飼育場所は、原則として自己所有か、飼育可能な賃貸契約等が結ばれていること（賃貸住宅や集合住宅の場合、契約上、動物を飼うことができない場合があります）
  - ※ 2 飼育場所が自己所有以外の場合、飼育承諾の確認書か契約書等の写しを提出していただきます。
7. 室内で飼うこと
8. 動物指導センターの譲渡講習会を受けること

## B 譲渡認定団体から譲渡を受ける

※ 「埼玉県動物指導センターの譲渡認定団体」は、動物指導センターの認定を受けて、センターに収容された動物を引き取り、新しい飼い主に譲渡する活動を行っているボランティア団体等です。

- ① 動物指導センターのホームページに、各譲渡認定団体のホームページ等のアドレスが掲載されています。
  - ※ <http://www.pref.saitama.lg.jp/b0716/doubutu-link-jyoutoninnteidanntai.html>
  - 又は、Google などの検索サイトで「埼玉県 譲渡認定団体」を検索してください。
- ② 各団体のホームページに譲渡を受けたい猫の情報が掲載されている場合は、ホームページ中の問合せ方法に従って、譲渡団体と連絡を取ってください。
  - ※ 1 多くの動物保護団体は、個人的なボランティアで行っているため、電話番号を公表していない場合がほとんどです。各団体のホームページ上の「問い合わせ欄」等で連絡を取る場合がほとんどです。
  - ※ 2 団体ごとに、「動物の画像、性格・特徴などの掲載」「団体側で飼い主希望の方の審査を行うシステム」や「譲渡までのワクチン代や避妊手術等の必要経費の負担を求めるシステム」、さらに「ホームステイのように一時的に預かることができ、動物の性格や健康状態を確認してから、引き取るかどうかを決めることができるシステム（トライアル）」、など、各々の団体が独自にさまざまな方法や条件を設定しています。各団体のホームページの内容を良く確認のうえで検討ください。

## C 「新しい飼い主さがし掲示板」掲載猫の譲渡を受ける

※ 「新しい飼い主さがし掲示板」は、さまざまな事情で「猫を飼い続けることができなくなった」という情報を掲載しています。

- ① 動物指導センターのホームページに掲載している「新しい飼い主さがし掲示板」掲載猫を確認のうえ、電話で動物指導センターにご連絡ください。
  - ※ <http://www.pref.saitama.lg.jp/b0716/doubutu-kaikata-kainushisagashikeijiban-1.html>
  - 又は、Google などの検索サイトで「埼玉県 新しい飼い主さがし掲示板」を検索する。
- ② 動物指導センターは情報の仲介のみになりますので、掲載を依頼された方の了解を得たうえで、連絡先等をお知らせします。
- ③ 以後は、相対で譲渡の打合せ等をしていただきます。